

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第二章 課税所得の範囲</p> <p>法第9条((非課税所得))関係</p> <p><u>〔国等の子育て支援等の助成(第16号関係)〕</u></p> <p><u>〔相続等により取得するもの(第17号関係)〕</u></p> <p><u>〔保険金、損害賠償金等(第18号関係)〕</u></p> <p>法第9条((非課税所得))関係</p> <p><u>〔国等の子育て支援等の助成(第16号関係)〕</u></p> <p><u>(費用の範囲)</u></p> <p><u>9-16の2 法第9条第1項第16号に規定する業務又は施設の利用に要する費用には、当該業務又は施設の利用料そのもののほか、主食費、副食費、交通費、教材費等の費用も含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(非課税とされる金品の範囲)</u></p> <p><u>9-16の3 法第9条第1項第16号に規定する事業により国又は地方公共団体から、他の者から受ける役務提供の対価の支払又は物品の購入に利用することのできる証券等の交付を受け、その受けた証券等を同号に規定する費用(以下この項において「子育て費用」という。)に充てた場合において、その充てた部分と子育て費用に充てた部分以外の部分とを区分しているときには、その充てた部分に係る証券等は同条第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>〔相続等により取得するもの(第17号関係)〕</u></p> <p><u>〔保険金、損害賠償金等(第18号関係)〕</u></p> <p>法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係</p> <p><u>(確認書類の範囲)</u></p> <p>10-10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10-25ま</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第二章 課税所得の範囲</p> <p>法第9条((非課税所得))関係</p> <p><u>〔相続等により取得するもの(第16号関係)〕</u></p> <p><u>〔保険金、損害賠償金等(第17号関係)〕</u></p> <p>法第9条((非課税所得))関係</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>〔相続等により取得するもの(第16号関係)〕</u></p> <p><u>〔保険金、損害賠償金等(第17号関係)〕</u></p> <p>法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係</p> <p><u>(確認書類の範囲)</u></p> <p>10-10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10-25ま</p>

でにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

(1) 規則第7条第1項各号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第31条の2第8号《障害者等の範囲》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》)に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。)をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書

ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類

ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

(2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの

ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書

ニ 戸籍(改製原戸籍を含む。)の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書

ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(上記のハの書類を含む。)のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの

(3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」

規則第7条第2項第4号に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの

(4) 規則第7条第2項第9号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その

でにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

(1) 規則第7条第1項各号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第31条の2第8号《障害者等の範囲》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》)に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。)をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書

ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類

ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

(2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの

ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書

ニ 戸籍(改製原戸籍を含む。)の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書

ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(上記のハの書類を含む。)のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの

(3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」

規則第7条第2項第4号に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があるもの

(4) 規則第7条第2項第9号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その

他これらに類するもの」

- イ 国民健康保険高齢受給者証
(国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の4の2、様式第1号の5、様式第1号の5の2)
- ロ 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証
(国民健康保険法施行規則 様式第7号、様式第7号の2)
- ハ 国民健康保険特別療養証明書
(国民健康保険法施行規則 様式第2号、様式第2号の2)
- ニ 健康保険特例退職被保険者証
(健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))
- ホ 健康保険高齢受給者証
(健康保険法施行規則 様式第10号(1)(2))
- ヘ 健康保険特別療養証明書
(健康保険法施行規則 様式第12号)
- ト 健康保険被保険者受給資格者票
(健康保険法施行規則 様式第16号)
- チ 船員保険高齢者受給者証
(船員保険法施行規則 様式第2号)
- リ 共済組合組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
- ヌ 共済組合高齢受給者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
- ル 共済組合特別療養証明書
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)
- ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)
- ワ 共済組合任意継続組合員証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)
- カ 共済組合任意継続組合員被扶養者証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)
- コ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書

他これらに類するもの」

- イ 国民健康保険高齢受給者証
(国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の4の2、様式第1号の5、様式第1号の5の2)
- ロ 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証
(国民健康保険法施行規則 様式第7号、様式第7号の2)
- ハ 国民健康保険特別療養証明書
(国民健康保険法施行規則 様式第2号、様式第2号の2)
- ニ 健康保険特例退職被保険者証
(健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))
- ホ 健康保険高齢受給者証
(健康保険法施行規則 様式第10号(1)(2))
- ヘ 健康保険特別療養証明書
(健康保険法施行規則 様式第12号)
- ト 健康保険被保険者受給資格者票
(健康保険法施行規則 様式第16号)
- チ 船員保険高齢者受給者証
(船員保険法施行規則 様式第2号)
- リ 共済組合組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
- ヌ 共済組合高齢受給者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
- ル 共済組合特別療養証明書
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)
- ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)
- ワ 共済組合任意継続組合員証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)
- カ 共済組合任意継続組合員被扶養者証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)
- コ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書

(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)

タ 自衛官診療証

(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)

レ 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)

ソ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書

(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)

ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証

ネ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

(注)1 上記(4)イからネに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。

2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第1項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。

3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号又は第3号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。

4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)

タ 自衛官診療証

(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)

レ 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)

ソ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書

(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)

ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証

ネ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

(注)1 上記(4)イからネに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。

2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第1項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。

3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号又は第3号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。

4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

(郵便等により非課税貯蓄申告書等の提出があった場合)

10-14 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下10-15までにおいて「信書便」という。)により金融機関の営業所等に非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄に関する異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書又は非課税貯蓄相続申込書(以下10-17までにおいて「非課税貯蓄申告書等」という。)の提出があった場合には、当該非課税貯蓄申告書等はその発信の日(郵便物又は同法第2条第3項に規定する信書便物(以下この項において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日)に受理されたものとする。

(注) 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による非課税貯蓄申告書等を受理した場合には、当該非課税貯蓄申告書等に当該営業所等における受理日付のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記することを要する。

(非課税貯蓄限度額変更申告書等の提出があった場合の非課税貯蓄申告書の写しの訂正)

10-25 非課税貯蓄限度額変更申告書又は非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した金融機関の営業所等の長は、これらの申告書を基として、その営業所等において保管する非課税貯蓄申告書の写しの記載事項をその都度訂正し、その異動の年月日を付記するとともに、令第41条の3第2項((非課税貯蓄申告書への確認をした旨の記載等))の規定による確認をした旨を記載した事実の記録及び規則第12条第2項((金融機関の営業所等における非課税貯蓄申告書等の写しの作成))の規定による確認書類の名称の記載又は記録をすることにより、当該非課税貯蓄限度額変更申告書又は非課税貯蓄に関する異動申告書の写しの作成を省略することができるものとする。

法第11条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係

(非課税申告書等の税務署長への送付等)

11-4 令第51条の4第1項に規定する「支払者」が非課税申告書を受理した場合には、その受理した日の属する月の翌月10日までに、当該申告書を同項に規定する所轄税務署長に送付するものとする。

法第30条((退職所得))関係

(郵便等により非課税貯蓄申告書等の提出があった場合)

10-14 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下10-15まで、110-1及び111-1において「信書便」という。)により金融機関の営業所等に非課税貯蓄申告書、非課税貯蓄限度額変更申告書、非課税貯蓄申込書、非課税貯蓄に関する異動申告書、非課税貯蓄廃止申告書又は非課税貯蓄相続申込書(以下10-17までにおいて「非課税貯蓄申告書等」という。)の提出があった場合には、当該非課税貯蓄申告書等はその発信の日(郵便物又は同法第2条第3項に規定する信書便物(以下この項及び110-1において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日)に受理されたものとする。

(注) 金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による非課税貯蓄申告書等を受理した場合には、当該非課税貯蓄申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記することを要する。

(非課税貯蓄限度額変更申告書等の提出があった場合の非課税貯蓄申告書写しの訂正)

10-25 非課税貯蓄限度額変更申告書又は非課税貯蓄に関する異動申告書を受理した金融機関の営業所等の長は、これらの申告書を基として、その営業所等において保管する非課税貯蓄申告書写しの記載事項をその都度訂正し、その異動の年月日を付記するとともに、令第41条の3第2項((非課税貯蓄申告書への確認した旨の証印等))の規定による確認した旨の証印をした事実の記録及び規則第12条第2項((金融機関の営業所等における非課税貯蓄申告書等の写しの作成))の規定による確認書類の名称の記載をすることにより、当該非課税貯蓄限度額変更申告書又は非課税貯蓄に関する異動申告書の写しの作成を省略することができるものとする。

法第11条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係

(非課税申告書等の税務署長への送付等)

11-4 令第51条の4第1項に規定する「公社債等の利子等の支払をする者」が非課税申告書を受理した場合には、その受理した日の属する月の翌月10日までに、当該申告書を同項に規定する所轄税務署長に送付するものとする。

法第30条((退職所得))関係

(障害による退職に該当する場合)

30-15 次に掲げる場合は、障害者に該当することとなったことに基づいて退職したものでないことが明らかな場合を除き、法第30条第6項第3号に掲げる場合に該当するものとする。

- (1) 障害者に該当することとなった後一応勤務には復したが、平常の勤務に復することができないままその勤務に復した後おおむね6月以内に退職した場合(常勤の役員又は使用者が非常勤の役員又は使用者となったことにより退職手当等の支払を受け、常勤の役員又は使用者としては退職したと同様の状態となった場合を含む。以下この項において同じ。)
- (2) 障害者に該当することとなった後一応平常の勤務には復したが、その勤務に耐えられないで、その勤務に復した後おおむね2月以内に退職した場合

法第31条((退職手当等とみなす一時金))関係

(退職一時金等に係る勤続年数の計算)

31-2 令第69条第1項第1号((退職所得控除額に係る勤続年数の計算))に規定する退職一時金等に係る勤続年数の計算に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 当該退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間が、例えば、休職又は停職の期間を2分の1とするなど、時の経過に従って計算した期間に一定の率を乗ずるなどにより短縮して計算されている場合には、その短縮をしない期間により勤続年数を計算すること。
- (2) 当該退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間が、例えば、休職若しくは停職の期間又は掛金等を負担しなかった期間等を除外するなど、一部の期間を全く除外して計算されている場合には、その除外された期間を除いて勤続年数を計算すること。
- (3) 当該退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間が当該退職一時金等の給付の基因となった制度等に加算する前の勤務期間を含めて計算されている場合には、その含められた期間を通算して勤続年数を計算すること。
- (4) 当該退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間が、例えば、いわゆる任意継続組合員であった期間を含めるなど、退職の時以後においてその受給者が保険料又は掛金を負担した期間を含めて計算されている場合には、その含められた期間を通算して勤続年数を計算すること。

法第37条((必要経費))関係

[資本的支出と修繕費等]

(障害による退職に該当する場合)

30-15 次に掲げる場合は、障害者に該当することとなったことに基づいて退職したものでないことが明らかな場合を除き、法第30条第5項第3号に掲げる場合に該当するものとする。

- (1) 障害者に該当することとなった後一応勤務には復したが、平常の勤務に復することができないままその勤務に復した後おおむね6月以内に退職した場合(常勤の役員又は使用者が非常勤の役員又は使用者となったことにより退職手当等の支払を受け、常勤の役員又は使用者としては退職したと同様の状態となった場合を含む。以下この項において同じ。)
- (2) 障害者に該当することとなった後一応平常の勤務には復したが、その勤務に耐えられないで、その勤務に復した後おおむね2月以内に退職した場合

法第31条((退職手当等とみなす一時金))関係

(退職一時金等に係る勤続年数の計算)

31-2 令第69条第1項第2号((退職所得控除額に係る勤続年数の計算))に規定する退職一時金等に係る勤続年数の計算に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 当該退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間が、例えば、休職又は停職の期間を2分の1とするなど、時の経過に従って計算した期間に一定の率を乗ずるなどにより短縮して計算されている場合には、その短縮をしない期間により勤続年数を計算すること。
- (2) 当該退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間が、例えば、休職若しくは停職の期間又は掛金等を負担しなかった期間等を除外するなど、一部の期間を全く除外して計算されている場合には、その除外された期間を除いて勤続年数を計算すること。
- (3) 当該退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間が当該退職一時金等の給付の基因となった制度等に加算する前の勤務期間を含めて計算されている場合には、その含められた期間を通算して勤続年数を計算すること。
- (4) 当該退職一時金等の支払金額の計算の基礎となった期間が、例えば、いわゆる任意継続組合員であった期間を含めるなど、退職の時以後においてその受給者が保険料又は掛金を負担した期間を含めて計算されている場合には、その含められた期間を通算して勤続年数を計算すること。

法第37条((必要経費))関係

[資本的支出と修繕費等]

(ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費)

37-10の2 業務の用に供しているソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当することに留意する。

(注) 1 既に業務の用に供しているソフトウェア又は購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更するための費用のうち、49-8の2(注)2により取得価額になったもの(49-8の3により取得価額に算入しないこととしたものを含む。)以外のものは、資本的支出に該当することに留意する。

2 本文の修正等に要した費用(修繕費に該当するものを除く。)又は上記(注)1の費用が研究開発費(自己の業務の用に供するソフトウェアに対する支出に係る研究開発費については、その自己の業務の用に供するソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかな場合における当該研究開発費に限る。)に該当する場合には、資本的支出に該当しないこととすることができる。

法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)関係)

[減価償却資産の取得価額(令第126条関係)]

(自己の製作に係るソフトウェアの取得価額等)

49-8の2 自己の製作に係るソフトウェアの取得価額については、令第126条第1項第2号の規定に基づき、当該ソフトウェアの製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該ソフトウェアを業務の用に供するために直接要した費用の額の合計額となることに留意する。

この場合、その取得価額については適正な原価計算に基づき算定することとなるのであるが、原価の集計、配賦等につき、合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これを認めるものとする。

(注) 1 他の者から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自己の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、当該ソフトウェアの取得価額に算入することに留意する。

2 既に有しているソフトウェア又は購入したパッケージソフトウェア等(以下この項において「既存ソフトウェア等」という。)の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用の額は、当該新たなソフトウェアの取得価額に

(ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費)

37-10の2 業務の用に供しているソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当することに留意する。

(注) 既に業務の用に供しているソフトウェア、購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用は、原則として取得価額となることに留意する。

法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)関係)

[減価償却資産の取得価額(令第126条関係)]

(自己の製作に係るソフトウェアの取得価額等)

49-8の2 自己の製作に係るソフトウェアの取得価額については、令第126条第1項第2号の規定に基づき、当該ソフトウェアの製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該ソフトウェアを業務の用に供するために直接要した費用の額の合計額となることに留意する。

この場合、その取得価額については適正な原価計算に基づき算定することとなるのであるが、原価の集計、配賦等につき、合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これを認めるものとする。

(注) 他の者から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自己の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、当該ソフトウェアの取得価額に算入することに留意する。

なるのであるが、その場合（新たなソフトウェアを製作することに伴い、その製作後既存ソフトウェア等を利用することが見込まれない場合に限る。）におけるその既存ソフトウェア等の残存価額は、当該新たなソフトウェアの製作のために要した原材料費となることに留意する。

3 市場販売目的のソフトウェアにつき、完成品となるまでの間に製品マスターに要した改良又は強化に係る費用の額は、当該ソフトウェアの取得価額に算入することに留意する。

（ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用）

49-8の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。

- (1) 自己の製作に係るソフトウェアの製作計画の変更等により、いわゆる仕損じがあったため不要となったことが明らかなものに係る費用の額
- (2) 研究開発費の額（自己の業務の用に供するソフトウェアに係る研究開発費の額については、その自己の業務の用に供するソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかな場合における当該研究開発費の額に限る。）
- (3) 製作等のために要した間接費、付随費用等で、その費用の額の合計額が少額（その製作原価のおおむね3%以内の金額）であるもの

法第78条（寄附金控除）関係

（出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金）

78-9 法第78条第2項第3号に規定する「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」とは、例えば、次のようなものが該当する。

- (1) 寄附金の使途を出資業務に限定して募集されたもの
- (2) 出資業務に使途を指定して行われたもの

法第120条（確定所得申告）関係

（2月15日以前に提出された確定申告書の受理）

120-2 その年分の確定申告書（法第122条第1項（還付等を受けるための申告）に規定する申告書を除く。）がその年の翌年2月15日以前に提出された場合には、当該申告書は通則法第17条第2項（期限内申告）に規定する期限内申告書に該当するものとする。

（ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用）

49-8の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。

- (1) 自己の製作に係るソフトウェアの製作計画の変更等により、いわゆる仕損じがあったため不要となったことが明らかなものに係る費用の額
- (2) 研究開発費の額（自己の業務の用に供するソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。）
- (3) 製作等のために要した間接費、付随費用等で、その費用の額の合計額が少額（その製作原価のおおむね3%以内の金額）であるもの

法第78条（寄附金控除）関係

（新 設）

法第120条（確定所得申告）関係

（2月15日以前に提出された確定申告書の受理）

120-2 その年分の確定申告書（法第120条第8項及び第122条第1項（還付等を受けるための申告）に規定する申告書を除く。）がその年の翌年2月15日以前に提出された場合には、当該申告書は通則法第17条第2項（期限内申告）に規定する期限内申告書に該当するものとする。

法第121条((確定所得申告を要しない場合))関係

(確定所得申告を要しない者から提出された確定申告書)

121-1 申告書に記載されたところによれば法第121条各項の規定に該当することとなる者から提出された次に掲げる申告書は、法第123条第1項((確定損失申告))の規定に該当するものを除き、当該申告書の記載内容に応じ、それぞれ次に掲げる申告書に該当するものとする。

- (1) 還付金の額(法第122条第1項第1号から第3号まで((還付等を受けるための申告))に掲げる金額をいう。)が記載されている申告書 同条の規定により提出された申告書
- (2) (1)以外の申告書 法第120条((確定所得申告))の規定により提出された申告書

法第161条((国内源泉所得))関係

[国内にある資産の所得(第2号及び第3号関係)]

(資産の運用又は保有により生ずる所得)

161-14 法第161条第1項第2号に掲げる所得には、次のようなものが該当する。

- (1) 公社債を国内において貸し付けた場合の貸付料及び令第280条第1項第1号に掲げる国債、地方債、債券若しくは資金調達のために発行する約束手形に係る償還差益又は発行差金
- (2) 令第280条第1項第2号に掲げる債権の利子及び当該債権又は法第161条第1項第10号に規定する貸付金に係る債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合におけるその満たない部分の金額
- (3) 国内にある供託金について受ける利子
- (4) 個人から受ける動産(当該個人が国内において生活の用に供するものに限る。)の使用料

法第203条((退職所得の受給に関する申告書))関係

(簡易な方式による退職所得の受給に関する申告)

203-2 法第201条第1項第1号((徴収税額))に規定する「支払済みの他の退職手当等」を受けたことがなく、かつ、法第30条第6項第1号((退職所得))に掲げる場合に該当しない者が提出する退職所得の受給に関する申告書は、連記式その他の簡易な方法により提出することができる。

法第121条((確定所得申告を要しない場合))関係

(確定所得申告を要しない者から提出された確定申告書)

121-1 申告書に記載されたところによれば法第121条各項の規定に該当することとなる者から提出された次に掲げる申告書は、法第123条第1項((確定損失申告))の規定に該当するものを除き、当該申告書の記載内容に応じ、それぞれ次に掲げる申告書に該当するものとする。

- (1) 還付金の額(法第120条第1項第4号、第6号及び第8号((確定所得申告))に掲げる金額をいう。)が記載されている申告書 法第122条((還付等を受けるための申告))の規定により提出された申告書
- (2) (1)以外の申告書 法第120条の規定により提出された申告書

法第161条((国内源泉所得))関係

[国内にある資産の所得(第2号及び第3号関係)]

(資産の運用又は保有により生ずる所得)

161-14 法第161条第1項第2号に掲げる所得には、次のようなものが該当する。

- (1) 公社債を国内において貸し付けた場合の貸付料及び令第280条第1項第1号に掲げる国債、地方債、債券若しくは資金調達のために発行する約束手形に係る償還差益又は発行差金
- (2) 同項第2号に掲げる債権の利子及び当該債権又は法第161条第1項第10号に規定する貸付金に係る債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合におけるその満たない部分の金額
- (3) 国内にある供託金について受ける利子
- (4) 個人から受ける動産(当該個人が国内において生活の用に供するものに限る。)の使用料

法第203条((退職所得の受給に関する申告書))関係

(簡易な方式による退職所得の受給に関する申告)

203-2 法第201条第1項第1号((徴収税額))に規定する「支払済みの他の退職手当等」を受けたことがなく、かつ、法第30条第5項第1号((退職所得))に掲げる場合に該当しない者が提出する退職所得の受給に関する申告書は、連記式その他の簡易な方法により提出することができる。

法第204条((源泉徴収義務))関係

〔弁護士等の報酬又は料金(第2号関係)〕

(技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義)

204-18 令第320条第2項に規定する「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者」とは、技術士法第2条((定義))に規定する技術士又は技術士補の資格を有しないで、科学技術(人文科学だけに係るものを除く。)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。)を行う者をいうことに留意する。

(注) 上記かっこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。

- (1) 電気事業法第43条((主任技術者))に規定する主任技術者の業務
- (2) ガス事業法第25条((ガス主任技術者))、第65条((ガス主任技術者))又は第98条((ガス主任技術者))に規定するガス主任技術者の業務
- (3) 医師法第17条((非医師の医業禁止))に規定する医師の業務
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条((薬局の管理))、第17条((医薬品等総括製造販売責任者等の設置及び遵守事項))、第23条の2の14((医療機器等総括製造販売責任者等の設置及び遵守事項))又は第23条の34((再生医療等製品総括製造販売責任者等の設置及び遵守事項))の規定により薬剤師等が行うべき管理の業務
- (5) 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第47条各号((エツクス線作業主任者の職務))に規定するエツクス線作業主任の業務
- (6) 食品衛生法第48条第1項((食品衛生管理者))に規定する食品衛生管理者の業務

法第205条((徴収税額))関係

(確定申告書に記載された源泉徴収をされるべき税額と現実に源泉徴収された税額とが異なる場合の精算)

205-6 法第205条第1号に規定する報酬若しくは料金又は契約金の支払を受ける者が、確定申告書を提出する時までまだ支払を受けていないこれらの報酬若しくは料金又は契約金につき当該確定申告書に記載する法第120条第1項第4号((確定所得申告))に規定する源泉徴収をされるべき所得税の額は、その支払の確定した金額の多寡、過去における支

法第204条((源泉徴収義務))関係

〔弁護士等の報酬又は料金(第2号関係)〕

(技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義)

204-18 令第320条第2項に規定する「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者」とは、技術士法第2条((定義))に規定する技術士又は技術士補の資格を有しないで、科学技術(人文科学だけに係るものを除く。)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。)を行う者をいうことに留意する。

(注) 上記かっこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。

- (1) 電気事業法第43条((主任技術者))に規定する主任技術者の業務
- (2) ガス事業法第25条((ガス主任技術者))、第65条((ガス主任技術者))又は第98条((ガス主任技術者))に規定するガス主任技術者の業務
- (3) 医師法第17条((非医師の医業禁止))に規定する医師の業務
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条((薬局の管理))、第17条((医薬品等総括製造販売責任者等の設置))、第23条の2の14((医療機器等総括製造販売責任者等の設置))又は第23条の34((再生医療等製品総括製造販売責任者等の設置))の規定により薬剤師等が行うべき管理の業務
- (5) 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第47条各号((エツクス線作業主任者の職務))に規定するエツクス線作業主任の業務
- (6) 食品衛生法第48条第1項((食品衛生管理者))に規定する食品衛生管理者の業務

法第205条((徴収税額))関係

(確定申告書に記載された源泉徴収をされるべき税額と現実に源泉徴収された税額とが異なる場合の精算)

205-6 法第205条第1号に規定する報酬若しくは料金又は契約金の支払を受ける者が、確定申告書を提出する時までまだ支払を受けていないこれらの報酬若しくは料金又は契約金につき当該確定申告書に記載する法第120条第1項第5号((確定所得申告))に規定する源泉徴収をされるべき所得税の額は、その支払の確定した金額の多寡、過去における支

払の状況等を勘案して、法第205条第1号に規定するところに従い適正に見積もるものとする。この場合において、当該報酬若しくは料金又は契約金についてその支払を受ける際に現実に徴収された所得税の額が当該確定申告書に記載した所得税の額と異なることとなったときは、その差額は修正申告又は更正により精算するものとする。

払の状況等を勘案して、法第205条第1号に規定するところに従い適正に見積もるものとする。この場合において、当該報酬若しくは料金又は契約金についてその支払を受ける際に現実に徴収された所得税の額が当該確定申告書に記載した所得税の額と異なることとなったときは、その差額は修正申告又は更正により精算するものとする。

附 則

(経過的处理(1))

この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、この附則に別段の定めのあるものを除き、所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)、所得税法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第113号)及び所得税法施行規則の一部を改正する省令(令和3年財務省令第15号)(以下「改正法等」という。)による改正後の所得税法、所得税法施行令及び所得税法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の所得税法、所得税法施行令及び所得税法施行規則の規定を適用する場合には、なお従前の例による。

(経過的处理(2))

この法令解釈通達による改正後の204-18の取扱いは、令和3年8月1日以後適用する。

(新 設)